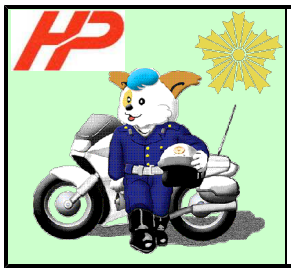

深川交通安全情報

ストップ・ザ・交通事故

令和６年３月１５日
深　川　警　察　署
交　　通　　課
Ｒ６年　第　１６号

免許の点数制度について

○点数制度とは○

自動車等の運転者の交通違反や交通事故に一定の点数を付けて、その過去3年間の累積点数等に応じて免許の停止や取消等の処分を行う制度のこと

点数制度の主な内容

1　一般違反行為（信号無視・放置駐車違反等）に付けられている基礎点数
2　特定違反行為（酒酔い運転・ひき逃げ等）に付けられている基礎点数
3　交通事故を起こした場合の付加点数
4　当て逃げ事故の場合の付加点数

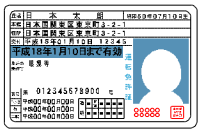

最後の交通違反や交通事故の日を起算日として、過去3年間の累積点数が一定の基準に達した場合、運転免許の効力の停止や取消処分等の行政処分が行われます

例えば…

・前歴なしの場合→6点～14点までは停止処分
　15点以上は取消処分
・前歴1回の場合→4点～9点で停止処分
　10点以上は取消処分
・前歴3回以上の場合→2点又は3点で停止処分
　4点以上は取消処分

前歴の回数が多いほど処分基準が厳しくなる

点数制度は、事故や違反を繰り返す危険性の高い運転者を道路交通の場から排除し、事故を未然に防止し、安全な道路交通環境を確保することを目的とするほか、運転者が事故や違反をせず、無事故・無違反で安全運転を行うよう奨励することを目的とした制度です。

全ての運転者がしっかりと理解し、安全運転に努めましょう。

～めざせ　安全で安心な北海道～